

古河市市民の人権尊重と差別解消の推進に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言の理念に基づき、全ての人の基本的人権が尊重される社会の実現を目指し、あらゆる差別の解消に関する基本的事項を定めることにより、人権意識の向上及び差別のない共生社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） あらゆる差別 部落差別、性別、年齢、障がい、国籍、民族、性的指向、性自認その他の属性及び情報通信技術の利用において生じる不当な差別的取扱いをいう。
- （2） 市民 市内に住所を有する者及び滞在する者並びに市内の事務所又は事業所に勤務する者をいう。

（基本理念）

第3条 あらゆる差別の解消を図る施策（以下「施策」という。）は、全ての市民が個人として尊重される存在であるとの認識に基づき、人権尊重の精神を社会全体に浸透させることを基本理念として行われなければならない。

- 2 施策の実施に当たっては、市民一人一人の理解と協力を得ながら進めるよう努めるものとする。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）に基づき、国、茨城県及び関係機関と連携しながら、あらゆる差別の解消に向けた施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、人権教育及び啓発の推進に努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念を理解し、互いの人権を尊重するとともに、自ら人権意識の向上に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（調査及び研究）

第6条 市は、施策の効果的な実施のため、人権に関する調査及び研究を行

うものとする。

（教育及び啓発）

第7条 市は、あらゆる差別の解消を図るため、学校、地域及び職場において人権教育及び啓発活動を推進するものとする。

（相談体制の整備）

第8条 市は、あらゆる差別に関する相談に適切に対応するため、相談体制の充実を図るものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。